

(お知らせ)

福島第一原子力発電所6号機における警報の発生にともなう
運転上の制限からの逸脱ならびに復帰について

平成20年1月31日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

当所6号機(沸騰水型、定格出力110万キロワット)につきましては、平成19年10月1日より定期検査を実施しておりますが、本日午前10時47分、「原子炉自動スクラム(A系)*¹」の警報が発生いたしました。原子炉保護系*²の電源について確認したところ電源が停止しておりました。

保安規定において、原子炉保護系の電源確保が要求されていることから、午前11時5分、保安規定で定める「運転上の制限*³」からの逸脱を宣言いたしました。

その後の調査において、本日、原子炉保護系モータ・発電機用のしゃ断器*⁴の制御回路に関連する作業を行っていたことがわかりました。

今後、当該作業との関連を含め、原因を詳細に調査いたします。

また、同時刻に、当該系統の電源のしゃ断器を投入し電源は復旧したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

当該警報については、午前11時6分に解除しております。

なお、同号機は定期検査中であることから、制御棒が全挿入状態となっており制御棒の動作はなく、安全上の問題はありません。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 原子炉自動スクラム（A系）

原子炉を緊急停止する際は、A・B両系統のスクラム信号が同時に発生することで制御棒を全挿入する。なお、スクラム信号が片系統だけ発生した場合には、制御棒は動作しない。

* 2 原子炉保護系

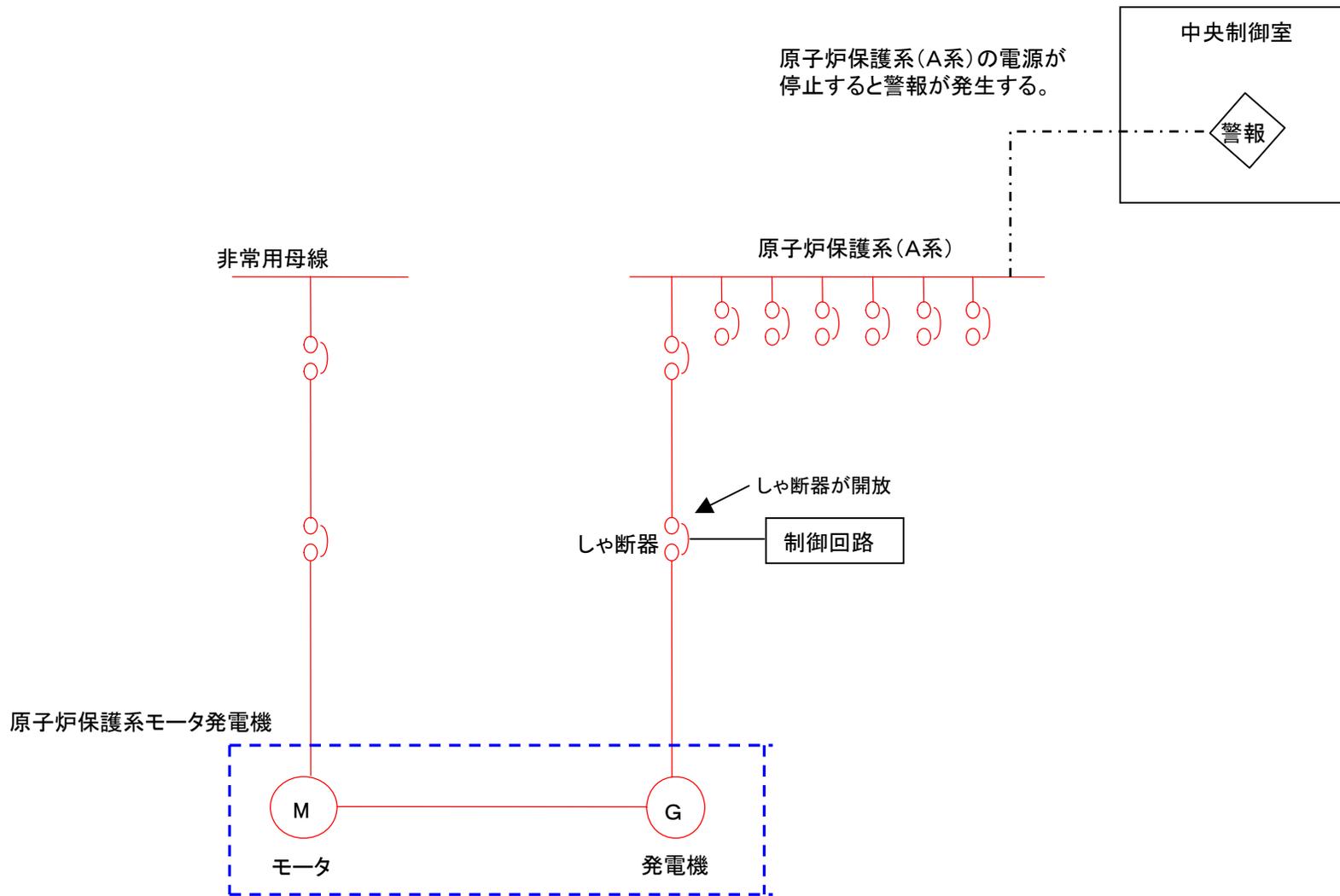
原子炉の安全性を損なうおそれのある事象が生じた場合、あるいは予想される場合、原子炉をすみやかに緊急停止（スクラム）させる装置。

* 3 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。

* 4 しゃ断器

電気回路の開閉を行う装置。



原子炉保護系(A系)電源系統概略図